

平成28年度

## 旭川市文化賞を贈呈しました

この賞は、芸術・科学・教育の分野で、旭川市の文化の発展に貢献された個人や団体に贈るものです。今年度は、文化賞・文化功労賞・文化奨励賞を次の方に贈呈しました。



### 旭川市文化賞

中西清治さん (芸術Ⅱ 絵画)



地域に根付いて優れた作品を発表するとともに、後進の育成や市の美術の振興と文化の発展に尽力しています。旭川生まれの作家・三浦綾子さんの『塩狩峠』など、多くの挿絵も担当しました。

### 旭川市文化功労賞

富田正一さん (芸術Ⅱ 文芸)



詩人として優れた作品を発表し、70年にわたり詩誌を主宰。後進を育成するとともに、旭川文学資料館の開館に向けた活動で中心的な役割を担うなど、文学愛好者の拡大に努めています。

### 旭川市文化奨励賞

旭川西高校 書道部 (芸術Ⅱ 書道)

全国大会等で優秀な成績を収めるとともに、書道の魅力を広める活動も精力的に行うなど、市の書道文化の振興と発展に貢献しています。昨年11月には、国際高校生選抜書展で初の全国優勝に輝きました。

〔詳細〕文化振興課

☎25・7558

## いきいき旭川 34万人の COOL CHOICE キャンペーン

### COOL CHOICE とは

省エネや低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に役立つあらゆる「賢い選択」を促す国民運動

室内の適温設定や小まめな消灯など、普段の省エネ行動をさらに進めて、省エネ家電などへの買い替えや、旭川市が独自に認定する「旭川市スマートハウス」への住み替えを考えてみませんか。

現在、西川市長とあさっぴーが出演するPR動画をインターネットで放映しています。



☉PR動画はこちらから

COOL CHOICE  
フォーラム  
FORUM

第1弾

### スマートハウス セミナー

環境に配慮した住宅の仕組みである、ネットゼロエネルギーハウスや低炭素建築物の事例紹介、住宅に関わる省エネ基準などについての講演会と展示会を開催します。

とき 11月26日(土) 午後2時から (展示会は正午～午後5時)

ところ イオンホール (宮下通7 イオンモール旭川駅前4階)

定員・参加費 120人・無料

講師 北方建築総合研究所研究主幹 月館 司さんほか

申込先 事務局 (☎0120・701・508、FAX 011・704・2121)

〔詳細〕新エネルギー推進課

☎25・9724

平成28年度

## 子育て支援員研修の第2期受講者を募集

国が定めた研修を修了し、必要な知識や技能などを修得したと認められる方を、市が「子育て支援員」に認定します。認定後、保育士等の資格がなくても、保育や子育て支援などの分野で補助的な仕事をすることができます。

**研修日程** 右の表のとおり

**時間** 午前9時～午後6時

**ところ** 子ども総合相談センター（10の11）

**対象** 保育や子育て支援などの仕事に関心があり、

その分野で働くことを希望する方

**受講料** 無料（コースによってはテキスト代や実習費用が必要）

**申込期間・方法** 11月18日（金）～12



コース名（定員）・内容	基本研修	専門研修
●地域型保育コース（45人） 保育所や小規模保育事業所などで、児童の保育等の補助的な業務に従事	来 年 1 月 1 1 日 （ 水 ）	来年1月12日（木）・13日（金）・16日（月） <b>見学実習</b> （保育所等で実施）＝来年1月17日（水）～2月3日（金）のうち2日間
●一時預かり事業コース（30人） 保育所や幼稚園で、保護者の急病等で一時的に家庭での保育を受けられなくなった児童の預かりの補助的な業務に従事		来年1月12日（木）・13日（金）・17日（水） <b>見学実習</b> （保育所等で実施）＝来年1月18日（水）～2月3日（金）のうち2日間
●放課後児童コース（25人） 留守家庭児童会などで、放課後児童支援員の補助者として従事		来年1月18日（水）・19日（木）

月5日（月）に、こども育成課（7の10第二庁舎5階）や市庁舎などにある申込書に記入し、郵送（12月5日消印有効）または直接、同課

※申込多数の場合は抽選。

詳細は市庁舎に掲載。

【詳細】こども育成課 ☎25・9106



この事業は、北海道市町村振興協会（サマージャンボ宝くじの収益金）の助成を受けて実施しています



## 容器包装を減らすための絵はがきを募集

マイバッグの持参や

レジ袋の削減、簡易包装の推進をテーマにした絵はがきを募集します。

**入選** 最優秀賞1点、優秀賞2点、特別賞3点、佳作若干数

**応募資格** 市内の小学3～6年生

**応募方法** 作品の裏面に氏名・学校名・学年・組・連絡先・作品タイトルを明記し、来年1月27日（金）までに郵送または直接、環境政策課（〒070-8525 6の9 総合庁舎8階）

**その他** 作品は手書きの自作で未発表のもの。A6か郵便はがきの大きさで、用紙の種類や縦横は自由。1人3点まで応募可。応募作品は返却

不可。応募者には、あさっぴーとゆっきりんの特製缶バッジを1個贈呈。結果は来年2月中旬に入選者か学校に通知

【詳細】

容器包装削減推進連絡会（環境政策課内 ☎25・6324）



## ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みましょう

**申込方法** いずれも政策調整課（〒070-8525 6の9 総合庁舎9階）や市庁舎にある申込用紙に記入し、郵送または直接、同課

※詳細は市庁舎に掲載。



【詳細】政策調整課 ☎25・5358

**対象・申込期限** 市内に本社や主な事業所がある事業者・来年1月13日（金）まで

推薦は問いません。

所定外労働時間の削減や、仕事と育児・介護の両立支援などに積極的に取り組んでいる事業者を表彰します。自薦・他薦は問いません。

### 推進事業者表彰の候補を募集

**ワーク・ライフ・バランス**  
**ワーク・ライフ・バランスの推進**  
**ワーク・ライフ・バランスの推進**

**ワーク・ライフ・バランスの推進**  
**ワーク・ライフ・バランスの推進**  
**ワーク・ライフ・バランスの推進**

### ワーク・ライフ・バランスの推進

### ワーク・ライフ・バランスとは

仕事と、子育てや介護・地域活動など仕事以外の生活との調和を取り、充実させること。事業者にとって、従業員の意欲向上、離職防止等のためにも重要



## 消防法違反対象物の 公表制度が 始まります

平成29年1月から、消防用設備に重大な違反のある建物について、その違反に関する情報を公表します。

**対象** 店舗やホテル、病院など不特定多数の人が利用する建物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が消防法令どおりに設置されていない建物

**公表方法** 違反のある建物の関係者に通知した後、建物の名称・所在地・法令違反の内容を市に掲載

【詳細】 予防指導課 ☎25・1123

## 受け取りましたか？ マイナンバーの 通知カード



マイナンバー（個人番号）の通知カードは、昨年11月～12月に簡易書留で郵送しています。世帯主宛に同じ世帯の人の通知カードを、まとめて送っています。まだ受け取っていない方は、受取人不在等の理由で市役所に戻っている場合がありますので、お問い合わせください。

【詳細】 市民課 ☎25・6204

## 市税と国民健康保険料は 納期限内に納めましょう

市税と国民健康保険料は、納期限までに納付がない場合に、督促状を送っています。それでも納付がない場合は、納付している人との公平性を保つため、法律に基づいて滞納処分の対象となります。やむを得ない事情があり、納期限内に納められない場合は、納税課にご相談ください。

### 納税課電話相談コーナー

☎25・5980

※納付には口座振替がお勧めです。市内の金融機関や郵便局の他、納税課（6の9 総合庁舎2階）や各支所で申込みができます。詳しくは、納税課にお問い合わせください。

【詳細】 納税課 ☎25・5917

## 旭川市市民憲章（昭和35年9月20日制定）

わたしたちは、旭川市の市民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げて、よりよい旭川をつくることに努めましょう。

1. 元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう
1. 親切をつくし、あたたかい社会をつくりましょう
1. きまりを守り、明るいまちをつくりましょう
1. 自然を愛し、きれいな都市をつくりましょう
1. 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう



## 11月は児童虐待防止 推進月間



虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、子ども総合相談センター（10の11 ☎26・5503）、または児童相談所（全国共通ダイヤル ☎189）に連絡してください。

今年度  
児童虐待防止  
推進月間の標語

さしのべて  
あなたのその手  
いちはやく

## 新庁舎建設基本計画案に ご意見をお寄せください

新庁舎の場所や大きさ、機能など具体的な方針を示した計画です。**資料の配布場所**

市政情報コーナー（6の9 総合庁舎1階）、総合庁舎・第二庁舎（7の10）・第三庁舎（6の10）案内、各支所・公民館、各住民・地区センター、市意見提出手続資料の配布・意見の提出期間  
12月1日（木）～来年1月10日（火）

【詳細】 庁舎建設課

☎25・7597

意見提出手続制度で  
ご意見を  
お寄せください



市では、基本的な計画や条例などの案を決める際に、その内容をお知らせして市民の意見を聴く「意見提出手続（パブリックコメント）」を行っています。意見を募集する際には、本誌でお知らせする他、資料を市政情報コーナー（6の9 総合庁舎1階）や各支所・公民館、市意見提出手続などで配布します。

【詳細】 市民活動課

☎25・9101